

杉並区広告付きおくやみハンドブック無償提供の募集要項

区民が亡くなられた際に必要な区役所の手続き等をまとめた「おくやみハンドブック」を作成し、無償提供していただける事業者を以下のとおり募集します。

1. おくやみハンドブックの仕様

(1) 冊子内容

A4フルカラー冊子 50ページ程度(広告ページを除く)

区民が死亡した際に必要な区役所の手続き等をわかりやすく記載すること

(2) 数 量

9,000冊

(3) 配布期間

令和9年3月1日から令和10年2月28日(1年間)

ただし、5年を限度に期間を延長することができます。

配布期間を延長する場合は、おくやみハンドブックの提供数について、その都度区と調整を行うこととします。延長した場合にもおくやみハンドブックは1年ごとに作成します。

(4) 電子データ

PDF データで納入すること

(5) 広告内容

「杉並区広告掲載基準」を遵守すること

記載内容は区が指定します。

(6) 納品回数

年度ごとに2回

(7) 納品日

区と協議してください

(8) 納品場所

杉並区役所区民課、各区民事務所(6か所)

(9) 広告分量

広告ページを除いたページ数の3割以下とする

(10) 注意事項

記事構成、広告内容、色等については、事前に区と協議してください。冊子は、区の承諾を受けた後に印刷してください。

2. 広告内容の苦情等

- (1) 広告の内容に関する苦情については、事業者が一切の責任を負うものとし、苦情等があった場合は、速やかに解決にあたってください。
- (2) 事業者は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに区に通知し、当該冊子を回収し、代替の冊子を区に提供してください。

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たしていることが要件になります。

申請及び無償提供者の決定後であっても、各号に該当しなくなると認められる場合は、申請の受付及び決定を取り消します。なお、取り消しによる制作費用その他一切位の費用について、区は補償いたしません。

- (1) 法人格を有する団体に限る。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年1月17日杉並第53890号)に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 杉並区広告掲載基準(平成27年2月27日杉並第62478号)第7条の広告の制限の規定に該当しない法人又は第10条の規制業種又は事業者の規定に該当しない法人であること。

4. 質疑・応答

募集要項に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

(1) 提出方法

質問書により電子メールで提出してください。

(2) 提出期限

令和8年6月22日(月)

(3)提出先

杉並区民生活部区民課管理係 おくやみ担当

E-mail Kumin-k@city.suginami.lg.jp

※件名は、「【質問書】おくやみハンドブック無償提供業務(事業者名)」とし、メール送付後に電話にて連絡をお願いします。

電話:03-5307-0825

(4)回答方法

質問及び回答は、令和8年6月26日(金)までに、区ホームページに掲載します。

5. 募集期間及び応募方法

(1)募集期間

令和8年6月15日(月)から令和8年7月3日(金)まで

(2)応募方法

- ・郵送(令和8年7月3日(金)午後5時必着)又は持参のこと。
- ・持参による場合は下記の受付時間に提出すること。

※受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土曜、日曜、祝日を除く)

(3)提出書類

- ①杉並区広告付きおくやみハンドブック無償提供申込書(様式1)
- ②事業提案書(様式自由)
 - a) 事業概要
 - b) 事業のPR
 - c) 納入方法及び納入までのスケジュール
 - d) 広告主の募集方法
 - e) 自社の広告掲載基準
 - f) 広告内容に不備等が発生した場合等の対応
 - g) 印刷を行う業者
 - h) 過去3年間の事業実績
 - i) その他
- ③登記簿謄本(原本)(発行後3か月以内のもの)
- ④法人事業税の納税証明書(原本)(発行後3か月以内のもの)
- ⑤法人税の納税証明書(原本)(発行後3か月以内のもの)
- ⑥消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)(発行後3か月以内のもの)
- ⑦会社概要(様式2)
- ⑧おくやみハンドブック見本(作成実績のない場合は、広告付きおくやみハンド

ブックデザイン案)

(4)その他

- ①提出された書類は目的外に使用することはありません。
- ②提出書類は返却いたしません。

6. 選定方法

選考にあたっては、提出された書類に基づき、実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し1事業者を選定します。(別紙「選定に係る評価基準」参照)。

7. 選定結果

- (1)選定結果はすべての応募事業者に書面により通知します。(選考結果通知予定日 令和8年7月17日(金))。また、選定事業者を区ホームページに掲載します。
- (2)審査の経緯は公表いたしません。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。
- (3)選定された事業者は、区との間で別途確認書を取り交わします。

8. 問い合わせ先及び提出先

杉並区区民生活部区民課調整担当

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

担当者 渡辺

電話03-3312-2111(内線1117)

E-mail Kumin-k@city.suginami.lg.jp

別紙

選定に係る評価基準

	評価基準		評価項目	配点
1	提案内容	事業提案が募集要項に基づいた内容であるか評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業提案が区のコンセプトや事業目的に適合しているか ・区が指定する納入方法に対応できるか ・広告主の募集及び審査方法は適切か 	20
2	業務遂行体制	事業提案から、業務を遂行できるかどうかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な業務遂行と安定的に冊子を供給できる人員と組織体制や計画があるか ・スケジュールは無理がなく実現可能な内容となっているか ・当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか(他自治体での業務実績) 	40
3	リスク対応	万が一、掲載広告内容等に不備が生じた際の対応について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・広告事業者の不正行為など、掲載広告内容に不備等が生じた際の具体的な対応策 ・不備等が生じてから、代替冊子の納入のスケジュール 	20
4	冊子のデザイン性	提出された冊子見本からデザイン性を評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン等に関する独自の工夫について ・目次や索引など活用したい情報が見つけやすい構成であるか ・利用者が見やすく、活用したい情報が見つけやすく、わかりやすいデザイン、文字サイズ等となっているか ・区内企業の活性化のため、地元企業等の広告を優先的に掲載し、区民にわかりやすいよう提案できているか ・広告の掲載位置は、利用者がおくやみハンドブックを通読するのを妨げないよう配慮されているか 	20
			合計	100